

第11回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和4年3月23日（水）午後1時25分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第11回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の除外）第8項に係る報告書について

<その他>

- 令和4年度南越前町農作業標準料金
- 令和3年度南越前町水田賃借料情報

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

5番 植村 功吉 ㊟

6番 朝倉 勇二 ㊟

【開会】 午後1時25分	
事務局長	<p>定刻前ですが皆さまお揃いですので、ただ今から第11回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は田嶋委員さんより欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、5番 植村委員と6番 朝倉委員をお願いしたいと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1から2を一括して議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、先に前回の総会において川崎委員よりご質問をいただき事務局が回答した案件について、誤りがございましたので、訂正させていただきたいと存じます。</p> <p>議案第4号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」において、川崎委員より筆数と一覧表の番号とが一致しなかった件について、分筆事例をあげましたが、二重登記による地目不存在分を1筆カウントしていたという理由でございまして、お詫びして訂正いたします。大変失礼いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号について説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第3条の許可申請は2件です。いずれも所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>まず、番号1でございますが、譲渡人は県外にお住いの方で、譲受人は南越前町にお住いの方です。</p> <p>申請地は〇〇の田●㎡ほか2筆 面積合計●●㎡になります。</p> <p>譲渡人は1月にご主人を亡くされ、農地の管理もできないことから、地元農業経営者の親族への売買により所有権を移転することで話がまとまったものです。譲受後の経営面積は△△㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。</p>

事務局	<p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます</p> <p>次に、番号2でございますが、資料1ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人は申請後にお亡くなりになられてしまいました。南越前町にお住いであった方で譲受人は同じ集落にお住いの方です。</p> <p>申請地は▲の畑、▲▲㎡になります。</p> <p>当該農地は、申請者の住宅裏に位置し、お互い売買により所有権を移転することで話がまとまったものです。</p> <p>譲受後の経営面積は●●㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、7ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>
川崎委員	<p>はい。お疲れ様です。報告させていただきます。</p> <p>先週の木曜日の3月15日に西川委員さんと事務局の竹内さんと川崎の3名で現地確認を行いました。</p> <p>まず番号1ですが、写真を見ていただければわかりますが申請地は集落の北側と東側に位置する農地です。所有権の移転後も水稻を作付されるということですので、問題はないと思います。</p> <p>次に番号2ですが、集落内にある農地で、これまでも畑として使われていたと思われませんが、自家消費用の野菜を栽培されるということと、農地の横の家の人が作付されるということで、問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および川崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「異議なし」</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料8ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いの〇〇さんで、譲渡人は同じ集落にお住いの◆◆さんほか1名の方です。申請地は●の田ほか1筆、面積合計●●㎡を所有権移転して住宅を建築するための転用申請でございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地への被害防止策といたしまして、東西北側は、隣接面から1.5m以上離して土留めを設置するとともに、東側農地から6m、西側農地から1.8m離れて建築して被害を防除します。取水と排水は、上下水道を申請地まで延長して利用し、雨水は自然流下により用水路に放流します。この申請に際し、隣接農地所有者等の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。11ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、申請人の所有農地は集落から離れた農用区域内農地のため、申請地以外に代替性はなく、また、集落に接続した農業後継者住宅であるため、例外的に転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を西川委員さんお願いします。</p>
西川委員	<p>はい。事務局からの説明があったとおり、現場は集落の中で、道路に面したところに住宅を建てたいということです。また、隣地に対し、間隔を空けてするというところに了解を得ているということで何ら問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および西川委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	<p>次に、議案第3号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。資料12ページをお願いいたします。</p> <p>南越前町長より令和4年3月17日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。13ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和4年4月1日です。</p> <p>新規で利用権設定される計画の農地面積は81,611㎡、貸し手は33名で借り手は13名、筆数は全部で55筆です。利用権が再設定される計画の農地面積は353,429.33㎡、貸し手は94名で借り手は27名、筆数は全部で206筆です。</p>

事務局	<p>14ページから19ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>令和4年3月25日の公告予定日です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
川崎委員	<p>16ページの借受人がJAとなっているのは例の施設ですね。</p>
事務局	<p>はい。園芸施設です。</p>
議長	<p>ほかは無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>【報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】</p>	
議長	<p>次に、報告第1号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料は20ページをご覧ください。</p> <p>これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構です。</p> <p>申請地は●の田、面積●●㎡です。事業目的は、北陸新幹線、脇本トンネル他工事に伴う工事用道路です。</p> <p>一時転用期間は令和5年9月30日までです。</p> <p>申請地につきましては、21ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。22ページは土地利用計画図です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p>
<p>【その他 令和4年度南越前町農作業標準料金について】</p>	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。令和4年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、資料23ページをご覧ください。先月2月17日に令和3年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしました。福井県農業会議が昭和39年から毎年設定している農作業標準料金設定指針と、近隣市町の動向を参考にして一つ一つ協議をした結果、令和4年度の料金については、ご覧のようにすべて据え置きとなりました。防除につきましては、これまで粉剤と液剤を区分して記載していましたが、粉剤の利用が少ないことから区別を無くすことといたしました。</p> <p>標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考にしていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで決めていただきたいということです。</p> <p>本日の報告を踏まえ、3月25日発行の町広報紙と町ホームページに掲載して周知いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
【その他 令和3年度南越前町水田賃借料情報について】	
議長	<p>次に、令和3年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは水田賃借料情報について説明いたします。24ページをご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。</p> <p>今回、令和3年3月から令和4年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は8,300円、最高額30,000円、最低額1,200円、データ数は388筆です。今庄地区の平均額は6,000円、最高額10,000円、最低額2,000円、データ数は116筆でした。河野地区のデータ数は1筆のため、平均額、最高額、最低額ともに5,000円でした。</p> <p>集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、表の右側の欄に使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は163筆、今庄地区は72筆、河野地区は0筆でございました。</p> <p>水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、3月25日に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か質問がありましたらお願いします。</p>
西川委員	<p>相対取引価格はいくらで計算されていますか。</p>
事務局	<p>1万円です。</p>
議長	<p>ほかに無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
【その他】 午後1時50分	

<p>事務局</p>	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局から3点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、お手元にお配りした全国農業新聞記事をご覧ください。こちらは、先週の金曜日の3月18日に発行された新聞記事です。当町の農業委員会活動について県の取材を受け、記事になったものです。農地利用最適化検討会の取組みを評価していただいております。</p> <p>次に、2点目でございますが、もう一つ別にお配りの令和4年2月2日付けの通知文「農業委員会による最適化活動の推進について」をご覧ください。本日の惣次会長のあいさつにもありましたとおり、農業委員会における農地利用最適化の活動が重点化されてきております。</p> <p>まず、1枚目の2ページ目に「令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、知事に報告するものとする」とあります。本来であれば、今回の総会にて来年度の目標について協議すべきところですが、今年度は、移行期間ということで6月に時期をずらして報告することになると県の確認を得ています。案を事務局で作成いたしますので、次回総会時にご協議いただきたいと存じます。</p> <p>また、令和4年度からタブレット端末を国から5台配備されることとなりました。夏ごろになるかと思われそうですが、使用方法などの講習会を開催したいと存じます。</p> <p>あわせて、このタブレット端末を用いて、出し手と受け手の移行把握、農地のあっせん等の最適化活動を実施していただくこととなりますが、農業委員さんと推進委員さんの役割分担としては、国は、推進委員さんをお願いするといったことが、2枚目の裏面8ページに書かれています。</p> <p>後日、資料の送付や講習会をもって推進委員さんにも周知いたすところでもあります。</p> <p>最後に3点目は、農業委員会活動記録セットについてです。2022年版につきましては、本日、お渡ししたかったのですが、内容が変更し印刷が遅くなったようで、今月末に届く見込みとなっております。届き次第郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、記録簿の記入および提出日につきましては、お届けする際にお伝えさせていただきます。3月17日開催の丹南地区協議会研修会の資料にも説明があり、出席されていない委員さんにお送りさせていただきます。なんせ、細かく記載いただき、活動の見える化を図ってほしいとのことです。ご協力の程、よろしくお願いいたします。活動に応じた報酬は、年度末に年報酬と併せてお支払いいたします。また、成果が伴う年には成果実績もお支払いできます。今年度も、昨年度同様に成果実績を上乗せできました。</p> <p>令和3年度の委員報酬を4月21日にお振込みさせていただきます。なお、昨年と同じ口座に振り込みさせていただく予定ですが、変更のある方はご連絡をお願いいたします。明細書については、後日送付いたしますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>最後に、今年度の予算残額にて何かほしいものはないかを前回お聞きしたところではありますが、何もありませんでしたので、農業委員会にてベストを購入いたしました。また、山歩きや農地パトロールの際にご活用いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>今、説明がありましたが、先日池田町の方で研修会があった際に、福井県農業会議の徳井事務局長より、南越前町の農業委員会は頑張っているなどお褒めのお言葉をいただきました。事務局並びに事務局長がしっかりしているからということで報告させていただきました。</p> <p>3点ほど説明がありましたが何か質問はございませんか。</p>

議長	<p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、令和4年度初めての開催を来月5月に予定しております。事務局案といたしましては、5月26日(木)午後1時30分から ということでお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行います。いかがでしょうか。</p> <p>いいですね。</p> <p>それでは次回は5月26日(木)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、第11回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
川崎会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時00分	